

発注情報詳細等

件名

「横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業
(北部方面)」

(令和8年3月26日公表分)

横浜市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育課

発注情報詳細等 目次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業（北部方面）について・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 発注情報詳細（物品・委託等）・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 設計書・・・・・・・・ | 4 |
| 4 | 設計書、仕様書等に関する質問書・・・・・・・・ | 10 |
| 5 | 公募型指名競争入札参加意向申出書・・・・・・・・ | 11 |
| 6 | 入札（見積）書・・・・・・・・ | 14 |

横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業（北部方面）について

横浜市教育委員会事務局
学校教育部特別支援教育課

1 競争入札に付する事項

仕様書のとおり

2 設計書に関する質問

- (1) 入札参加者は、仕様書に質問があり回答を求める場合には、令和8年4月1日（水）17時（必着）までに、別紙「質問書」により質問項目を特別支援教育課に電子メールまたはFAXで提出してください。
- (2) 質問書の提出先
横浜市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育課 担当：野中
電子メールアドレス ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp
FAX 045 (663) 1831
- (3) 回答
令和8年4月2日（木）までに横浜市教育委員会事務局ホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。
- (4) その他
入札後、当該仕様書について不知または不明を理由として異議申し立てはできません。

3 入札方法

- (1) 入札及び開札の日時、場所
発注情報詳細のとおり
- (2) 入札方法は、「公募型指名競争入札指名通知書」を持つ入札参加者が別紙「入札書」を提出し（郵送可）、それをもとに入札を行います。
- (3) 一回目の入札で落札しない場合、当日のうちに二回目の入札を行いますので、入札書は二枚ご用意ください。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内で合意した場合に随意契約を締結します。

4 契約手続きに関する問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎 14階
横浜市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育課 担当：野中
TEL. 045(671)3958

発注情報詳細（物品・委託等）

| | | | |
|------------|--|---|-------------------|
| 入札方法 | 入札書の持参による（郵送可） 公募型指名競争入札 | | |
| 件名 | 横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業（北部方面） | | |
| 納入／履行場所 | 仕様書のとおり | | |
| 納入／履行期間等 | 仕様書のとおり | | |
| 入札参加資格 | 種目 | 305：その他委託等 | |
| | 所在地区分 | 指定なし | |
| | 規模区分 | 指定なし | |
| | その他 | <p>1 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>2 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目コード「350 その他委託等」の、細目コード「Z その他委託等」に登録が認められている者であること。事業所の所在地・規模は問わない。</p> <p>3 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>4 以下の条件を満たすこと</p> <p>（1） 応募事業者は、日本国内において発達障害等のある児童・生徒に対する指導経験（5 年以上）を有していること</p> <p>（2） 以下に記載するア及びイの資格をもつものが事業所に在籍していること。常勤・非常勤は問わない。</p> <p>ア 教員免許状</p> <p>イ 以下のいずれかの資格 臨床心理士、公認心理師、特別支援教育士、臨床発達心理士</p> <p>（3） 本事業において、学校に以下のいずれかの資格を持つ相談員を派遣できる事業者であること 臨床心理士、公認心理師、特別支援教育士、臨床発達心理士</p> | |
| 提出書類 | 公募型指名競争入札参加意向申出書 | | |
| 設計書（仕様書） | 4 ページ以降 | | |
| 入札参加申込締切日時 | 令和 8 年 4 月 6 日（月） 17 時 | | |
| 指名・非指名通知日 | 令和 8 年 4 月 7 日（火） | | |
| 質疑締切日時 | 令和 8 年 4 月 1 日（水） 17 時 | 回答期限日時 | 令和 8 年 4 月 2 日（木） |
| 入札及び開札日時 | 令和 8 年 4 月 9 日（木） 13 時 00 分 | | |
| 入札及び開札場所 | 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 14 階 S-10 会議室 | | |

| | | | | |
|---------|----------|---------|------|--------------|
| 支払い条件 | 前金払い | しない | 部分払い | 3回以内 |
| 注意事項 | | | | |
| 発注担当課 | 教育委員会事務局 | 特別支援教育課 | 電話 | 045-671-3958 |
| 契約事務担当課 | 教育委員会事務局 | 特別支援教育課 | 電話 | 045-671-3958 |

令和8年度一般会計 歳出第17款1項6目特別支援教育指導振興費 12節(18) その他業務委託料

| | | | | | |
|------------------|---------------------------|-------------|---|--|---|
| 受 付 番 号 | 種 目 番 号 — | 連 絡 先 | 委 託 担 当 | | |
| | | | 教 育 委 員 会 事 務 局 特 別 支 援 教 育 課 | ふ り が な 担 当 者 名 電 話 | の な か 野 中 6 7 1 — 3 9 5 8 |

設 計 書

1 委 託 名 横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業(北部方面)

2 履 行 場 所 北部方面の横浜市立小・中学校4校

3 履 行 期 間 期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
又 は 期 限 期限 年 月 日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 横浜市個人情報取扱特記事項に準拠すること

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場 所)

7 委 託 概 要

8 部 分 払

する (12 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

| 業 務 内 容 | 履 行 予 定 月 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|-----------|--------------|-------|-----|-----|-----|
| 実施計画 | 4～3月 | (4) | 回 | | |
| コンサルテーション | 4～3月 | (264) | 時間 | | |
| 記録・報告 | 4～3月 | (44) | 回 | | |
| 交通費 | 4～3月 | (44) | 回 | | |
| 小計 | 4～3月 | | | | |
| | | | | | |
| 消費税 | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

| | | |
|---------------|---|----|
| 委託代金額 | ¥ | .- |
| 内訳 業 務 価 格 | ¥ | .- |
| 消費税及び地方消費税相当額 | ¥ | .- |

内 訳 書

| 名 称 | 形状寸法等 | 数 量 | 単 位 | 単 価 円 | 金 額 円 | 摘 要 |
|-----------|-------|---------|-----|-------|-------|-----------------------------|
| 実施計画 | | (4) | 回 | | () | 1回×4校 |
| コンサルテーション | | (264) | 時間 | | () | 1日6時間 年間11回(8月除く) 4校分 |
| 記録・報告 | | (44) | 回 | | () | 年間11回×4校分 |
| 交通費 | | (44) | 回 | | () | 年間11回×4校分 |
| 小計 | | | | | () | |
| | | | | | () | |
| 消費税 | | | | | () | |
| | | | | | () | |
| | | | | | () | |
| | | | | | () | |
| 合 計 | | | | | () | |
| | | | | | () | |
| | | | | | () | |

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

横浜市立小・中学校個別支援学級コンサルテーション事業（北部方面）仕様書

1 件名

横浜市立小・中学校個別支援学級コンサルテーション事業

2 趣旨

横浜市において、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加に伴い、個別支援学級で学ぶ児童生徒が増加している。

また、個別支援学級で学ぶ児童生徒の状況も多岐にわたっており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が求められている。

こうした状況から、個別支援学級の担任となる教員の専門性の向上が急務であることを踏まえ、市立小・中学校へ民間事業者の相談員を派遣し、学校がコンサルテーションを受ける事業（以下、コンサルテーション事業）を実施する。

3 この事業におけるコンサルテーションの定義

この事業におけるコンサルテーションとは、以下の通りとする。

- (1) コンサルテーション事業を受託した事業者が派遣する相談員と、事業の対象となった学校の教員が連携し、それぞれの専門性に基づきながら、対象となった学校に在籍する特別な支援や配慮が必要な児童生徒について、障害特性等の把握及びそれらを踏まえ指導に関する問題点の整理・評価・対応策の検討を実施すること。
- (2) コンサルテーション事業を受託した事業者が、教育のユニバーサデザイン、合理的配慮を踏まえた学級運営に関する民間新たな知識・新しい視点を事業の対象となった学校へ提供すること
- (3) その他、教職員に対する専門性向上に資する取組みの実施（研修の実施やマニュアル（教材含む）の供与等）

4 学校へ派遣する相談員について

(1) 相談員の資格について

学校へ派遣する相談員は以下の資格を有するものとする。

臨床心理士、公認心理師、特別支援教育士、臨床発達心理士

(2) 相談員が学校を訪問する際の注意点

学校へ派遣された相談員は、学校での活動中は、児童生徒及び保護者に対して事業所名を名乗ることはせず、「横浜市教育委員会からの受託を受けた事業者」等と説明する。

5 事業内容

(1) 実施計画の作成

対象となった学校へのコンサルテーション実施計画を作成する。

(2) コンサルテーション

対象となった学校へ支援員を派遣し、コンサルテーションを実施する。

(3) 記録・報告書の作成

コンサルテーション実施後、記録・報告書を作成し、学校及び教育委員会事務局特別支援教育課（以下、特別支援教育課）へ共有する。

6 実施期間・予定回数

(1) 時期

委託契約締結から令和9年3月31日まで

(2) 実施校数

特別支援教育課が、あらかじめ指定の方面から指定した4校。

(2) 実施回数

1校あたりの実施回数は、以下の数量を原則とする。

| 業務種別 | 1回あたりの量 | 回数 | 備考 |
|-------------|---------|---------|--|
| 実施計画の作成業務 | 1式 | (4)回 | 1校につき1式作成。(計画変更する場合も含む) |
| コンサルテーション業務 | 1時間 | (264)時間 | 1日を6時間として換算 8月を除く11か月間、4校分 6時間×11か月×4校＝年間 264時間 |
| 記録・報告書の作成 | 1式 | (44)回 | コンサルテーション1回につき1式作成。11回×4校分 |
| 交通費 | 1式 | (44)回 | コンサルテーション1回につき1回。11回×4校分 |

()は概算数量

7 訪問する学校について

(1) 方面の定義

市内の方面の区分けは、以下の通りとする。

東部方面：神奈川区、西区、中区、南区

西部方面：保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区

南部方面：港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

北部方面：鶴見区、港北区、緑区、青葉区、都筑区

(2) 訪問する学校の数および決定

北部方面の学校から、特別支援教育課があらかじめ4校指定する。

(3) 訪問する学校の変更について

特別支援教育課は、訪問する学校について、コンサルテーションの実施状況に応じて、委託期間内に、受託する事業者と相談の上変更することができるものとする。その場合は、同一の方面から学校を指定する。

8 委託に係る留意事項

- (1) 事業者は、業務を遂行するにあたって、関係法令を遵守し、学校教職員等の信頼を失うことのないように細心の注意を払わなくてはならない。
- (2) 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後においてもその義務は継続するものとする。
- (3) 受託業務上、主に学校との間で支障が発生した場合は、特別支援教育課、学校及び事業者が協議を行い、相互に協力しながら課題の解決を目指すものとする。
- (4) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者を派遣しないこととする。

9 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項については、教育委員会と事業者が協議して決定する。

質 問 書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

契約番号 ー

契約件名 横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業（○方面）

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

| 項目（ページ数等） | 質 問 内 容 |
|-----------|---------|
| | |

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、担当部署へ電子メールまたはファクシミリで送信すること。

なお、送信した場合は送信した旨を担当部署へ必ず電話で連絡すること。

（担当部署）教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育課

電話 045(671)3958 FAX 045(663)1831

電子メール ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和8年3月26日

種目名 305：その他委託等

| | 契約番号 | 件 名 |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | - | 横浜市立小・中学校個別支援学級へのコンサルテーション事業（〇方面） |

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

| | | | |
|-------|------------|---------|---------|
| 本件責任者 | 部 署 名 (任意) | ふり 氏 | がな 名 |
| | 連 絡 先 | | |
| 担 当 者 | 部 署 名 (任意) | ふり 氏 | がな 名 |
| | 連 絡 先 | | |

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

| | | |
|-----|-------------------------|--|
| 横浜市 | 横浜市担当者名 | |
| 使用欄 | 本件責任者又は担当者在籍確認日時 | 年 月 日 時 分 |
| | 確認方法 | 本人確認書類 ()・電話・メールアドレス FAX番号・その他 () |
| | 本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名 | |

記載例
(入札書として使用する場合 (一般競争入札・指名競争入札))

入札 (見積) 書

入札日を記載 令和〇年 ×月 △日

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。押印の省略が可能です。押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、入札時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

所在地 横浜市中区本町6-50-10

商号又は名称 横浜契約株式会社

代表者職氏名 代表取締役 契約 太郎

代表者、受任者又は個人を特定できる印



又は押印省略し、「本件責任者及び担当者欄」を記載

以下の金額で、関係書類を添付の上、横浜市契約規則を遵守し入札 (見積) いたします。

| | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 金額 | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |

¥マーク止め
税抜き価格

入札 (見積) 書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札 (見積り) を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

契約番号がある場合は記載してください。

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○

正確に記載してください。

※押印を省略する場合のみ 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

原則、固定電話番号を記載してください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも構いません。

| | | | |
|-----|---------------|---------|---------|
| 責任者 | 部署名 (任意) | ふり 氏 | |
| | △△営業部 | ざいせい | はなこ |
| 担当者 | 連絡先 | 財政 | 花子 |
| | 045-1234-5678 | | |
| 担当者 | 部署名 (任意) | ふり 氏 | がな 名 |
| | 同上 | よこはま | いちろう |
| | 連絡先 | 横浜 | 一郎 |
| | 045-9999-9999 | | |

代表者氏名と同一の人物である場合も記載してください。

「本件責任者」と同一の人物である場合は「同上」でも可とします。

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規則 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規則 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

| | | |
|------------|---------------------------|-------------------|
| 横浜市 使用欄 | 横浜市担当者名 | |
| | 本件責任者又は担当者名簿確認日時 | 年 月 日 時 分 |
| | 確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要) | 横浜市使用欄のため、記載不要です。 |
| | 本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名 | 本人確認書類 () |

記載例
(見積書として使用する場合(見積合せ・単独随意契約))

入札(見積)書

見積提出日を記載

令和〇年 ×月 △日

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。押印は省略が可能です。押印省略をした場合の「本件責任者及び担当者」の記載も不要です。

所在地 横浜市中区本町6-50-10
 号又は名称 横浜契約株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 契約 太郎

代表者、受任者又は個人を特定できる印



又は押印省略

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札(見積)いたします。

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 金額 | ¥マーク止め 税抜き価格 | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |

入札(見積)書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札(見積り)を指示された場合は、それに従うこと。

契約番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

契約番号がある場合は記載してください。

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

正確に記載してください。

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

| | 部署名(任意) | 氏名 |
|-----|----------------------------------|----|
| 本件責 | 押印省略をした場合でも「本件責任者及び担当者」の記載は不要です。 | |
| 担 当 | | |

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規則(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規則(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。
- 6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

注意事項は必ず全て御確認ください。

| | | |
|------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 横浜市 使用欄 | 横浜市担当者名 | |
| | 本件責任者又は担当者(在籍確認済時) | 年 月 日 時 分 |
| | 確認方法 (□随意契約のため、在籍確認不要) | 横浜市使用欄のため、記載不要です。 本人確認書類() () |
| | 本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名 | |

